

令和8年1月

保護者各位

美里町子ども家庭課

美里町小学校入学給付金の支給について

日頃から本町の子育て支援事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

美里町では、少子化対策の推進及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図るため、令和8年度に小学校に入学する**第3子以降**の児童を養育する保護者の方及び里親の方へ小学校入学給付金を支給いたしますので、下記によりお知らせいたします。

記

支給対象：令和8年度に小学校に入学する児童を養育し、かつ美里町内に住所を有する次のいずれかに該当する方。(詳しくは裏面をご覧ください)

- (1) 父又は母であって、**第3子以降**の児童を養育し、生計を同じくする方
- (2) 父又は母以外の方で、**第3子以降**の児童と同居し、養育している方
- (3) 里親(第3子以降の子に限りません)

※支給対象になるかご不明な方は、本通知の【裏面】でご確認ください。

支給内容：小学校に入学する支給対象児童1人につき 3万円

必要書類等：(1) **美里町小学校入学給付金支給申請書**(子ども家庭課で配布しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。)

(2) **申請者本人名義の通帳またはキャッシュカードの写し**

(3) 住民票(申請者の世帯全員分)

(4) 戸籍謄本(申請者と別居するお子さんがいて、美里町に本籍が無い方のみ)

※(3)、(4)については、美里町に備え付けられている公簿(住民基本台帳等)などにより確認できる場合は必要ありません。

申請方法：子ども家庭課への提出のほか、郵送でも受け付けます。

受付期間：令和8年3月31日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

午前8時30分から午後5時15分まで

提出先：〒987-8602 美里町北浦字駒米13番地

美里町子ども家庭課(中央コミュニティセンター1階)

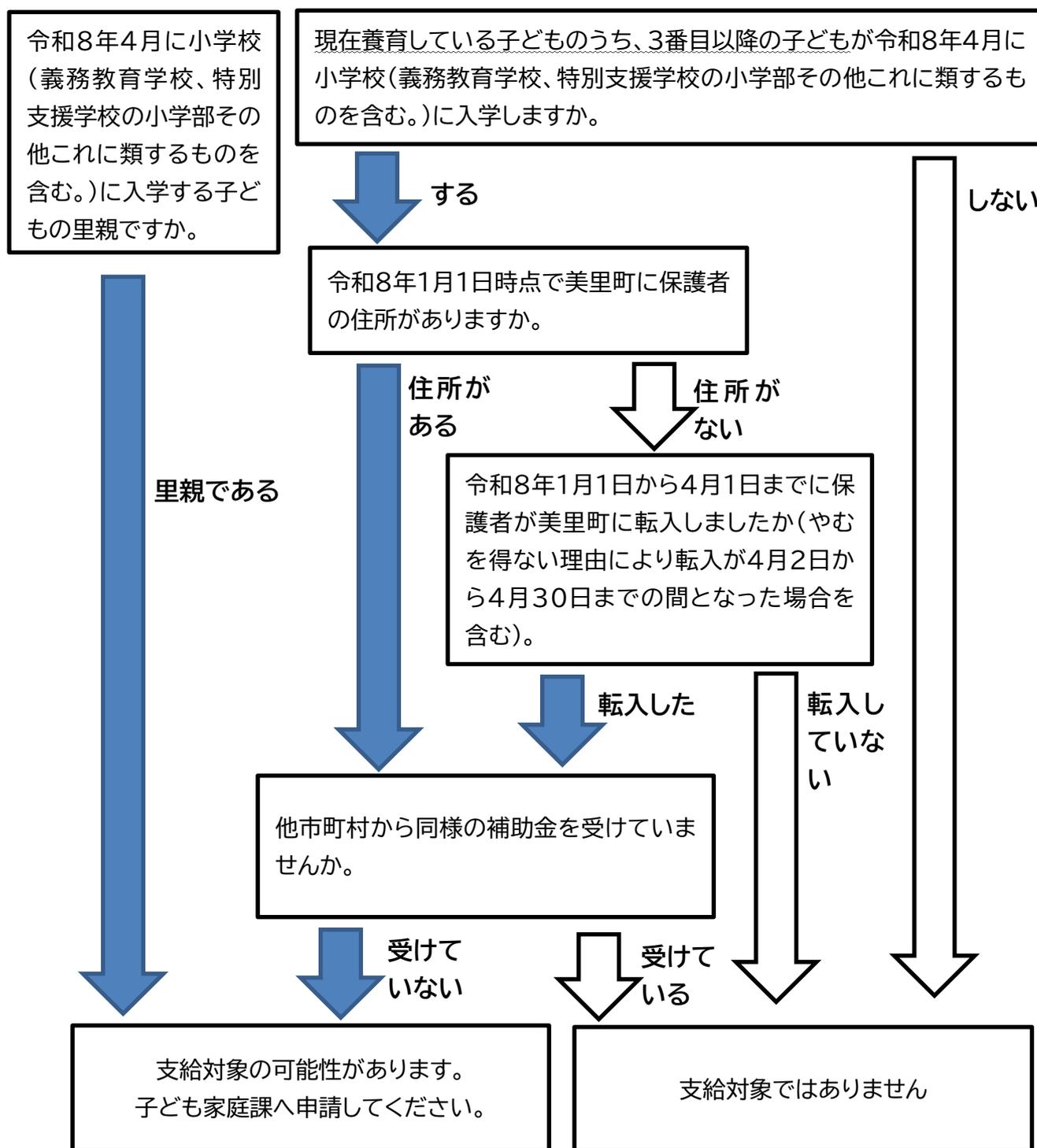
※本給付金を受給した方が小学校入学前に町外へ転出した場合は、給付費を返還していただきます。ご注意ください。

【問合先】子ども家庭課

電話0229-33-1411

【裏面】

小学校入学給付金の支給対象者



※基準日において美里町に住所を有しない保護者につきましては、居住市町村から同様の補助金が支給される場合があります（宮城県内の市町村のみ）。美里町とは基準日などが異なる場合がありますので、居住する市町村にご確認ください。